

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第3回）議事要旨

（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成15年11月10日（木）13：30～15：45

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委員）石黒重徳，近藤敬夫（委員長），坂本雅子，津田聰夫，西村重（敬称略）

（庶務）瀬戸口総務課長，柴田総務課課長補佐

（説明者）白石事務局長

4 議題

(1) 平成16年4月期の再任（判事任命）候補者に関する情報について

(2) 平成16年4月期弁護士任官候補者に関する情報について

5 配付資料（添付省略）

（審議資料）

9 平成15年10月23日付け地域委員長宛て指名諮問委員会委員長書簡

10 再任（判事任官）候補者に関する情報

11 弁護士任官候補者に関する情報

(参考資料)

- 6 平成15年10月20日付け高裁総務課長宛て総務局第一課長事務連絡
「平成16年4月期の弁護士任官者に関する資料について」
- 7 第4回下級裁判所裁判官指名諮問委員会議事要旨
- 8 第5回下級裁判所裁判官指名諮問委員会議事要旨
- 9 第2回福岡地域委員会議事要旨
九州弁護士会連合会からの「再度の要請書」

6 議事

(1) 報告

庶務から他の地域委員会管轄内の裁判官で当地域委員会において情報の収集が求められている者の略歴カードが送付された旨の報告があった。

(2) 協議

ア 平成16年4月期の再任（判事任命）候補者に関する情報について

庶務から、福岡地域委員会の依頼に基づき提出された情報（審議資料10）、及び指名諮問委員会から福岡地域委員会に送付された10月23日付け書簡（審議資料9）について説明がされた。

（ア） 福岡地域委員会の依頼に基づき提出された情報の検討

庶務から、審議資料10の情報2件（情報1及び情報2）について情報の概略等について、報告があった。

情報1について

この情報について、どのように取り扱うかが議論され、委員から、情報は頭名で個人からの情報を基本とするが、情報の中身は別として、この情報は指名諮問委員会に上げるべきであるという意見と、情報の信憑性の確認もできない情報であり、裁判官の訴訟指揮の範囲内のことであれば、適否に関する有益な情報とは言えないという意見が出され、協議した結果、「情報1については、審議資料5（指名の適否について審議する手順・方法について）の1(2)の5つ目の・記載の指名の適否に重要な影響を及ぼす情報に該当するとは思われない。

なお，参考のため，検討の対象となった情報の原本全文を添付する。」こととされた。

情報 2 について

この情報について，どのように取り扱うかが議論され，委員から，再任の適否に関する情報として取扱うことはできないのではないかという意見と，本来こういう情報は上げるべきではないかも知れないが，裁判官の質を上げたり，国民の意思を裁判官の再任等に反映させる制度であるとするれば，こういう情報も指名諮問委員会に上げるべきではないか，対象となっている裁判官の意見や弁明も聞かずに情報を上げることが問題ではないか，このような情報を上げるからには，意見を付して上げるべきであるという意見が出され，協議した結果，情報 2 については，「審議資料 5（指名の適否について審議する手順・方法について）の 1 (2) の 5 つ目の・記載の指名の適否に重要な影響を及ぼす情報に該当するとは思われない。また，本意見書は，本来予定されている具体的な事実を指摘する部分も一部あるものの，その多くは，意見にわたるものである。参考のため，検討の対象となった情報の原本全文を添付する。」こととされた。

(イ) その他の情報について

九州弁護士会連合会提出の「再任審査対象者に関する資料の提出について（裁判官評価アンケートの追加分）」

この情報について，どのように取扱うかが議論され，第 2 回の当地域委員会で取りまとめられた内容と同じ取扱いとなった。

イ 弁護士任官候補者に関する情報について

庶務から，福岡地域委員会の依頼に基づき提出された情報（審議資料 11），指名諮問委員会から送付された資料（参考資料 6）について報告がされた。

(ア) 福岡地域委員会の依頼に基づき提出された情報の検討

庶務から，審議資料 1 1 の情報 4 件（情報 1 から情報 4）について，情報の概略等について報告された。

情報 1 から情報 3 について

情報 1 から情報 3 について、どのように取り扱うかが議論され、情報 1 から情報 3 については、情報をそのまま下級裁判所指名諮問委員会へ送付することとされた。

情報 4 について

庶務から、九州弁護士会連合会提出の「九弁連推薦に係る弁護士任官候補者の資料について（推薦段階のもの）」（情報 4）について、報告された。

この情報について、どのように取り扱うかが議論され、情報 4 は、組織が取りまとめた情報であるという問題点があること、指名諮問委員会にも情報提供されるものと思われることから、指名諮問委員会へは送付しないこととされた。

（イ） 地域委員会における今後の情報収集の在り方

弁護士任官候補者についての今後の情報収集の在り方について、地域委員会として、弁護士任官希望者の能力・資質に関する客観的・実証的データの収集に努力する必要があると思われるので、そのための方策が協議された。この点につき、委員から、弁護士会員に対する周知の点に関して言えば、個人的には、オープンになっていくのではないかと思われるが、弁護士任官の場合、任官が内定するまでは公表しないということで進められており、弁護士会の進めていく推薦手続と指名諮問委員会の手続をどうするかは、中央での協議を待ちたいとの意見が出された。

（ウ） その他の事項

委員から、情報の提出者に対し、地域委員会に提出された情報の取り扱いにつき、特に、指名諮問委員会に上げないという取扱いがされた情報については、今後、その結果について提出者に対して説明する必要があるとの意見が出された。

九州弁護士会連合会が当地域委員会委員長に提出した「再度の要請書」中に当地域委員会における重点審議者の人数が記載されていることについては、地域委員会として「情報がどこから漏れたかは不明であるが、今後、一層情報管理に注意することとす

る。」ことが確認された。

(3) 次回の予定について

次回の地域委員会は、平成16年10月期採用の弁護士任官候補者の任命に関する審議となる予定であり、次回期日は、追って庶務から連絡することとされた。

以 上